

新座市高齢者配食サービス事業の 利用者・御家族の皆様へ

新座市高齢者配食サービス事業では、利用者様の安否確認を重要な目的の一つとして、サービスを提供しております。つきましては、事業開始に当たり、以下を御確認ください。

～安 否 確 認～

弁当は必ず利用者と対面で提供します。
(直接お渡しすることで安否を確認します。)

緊急時の対応

安否確認の結果、必要と判断した場合は速やかに以下の対応を行います。

- 1 救急車を要請します。
 - 2 御家族（緊急連絡先）に速やかに連絡します。
- ※ 配達者は医療の専門家ではないため、その判断に御理解いただきますよう、お願いいたします。

キャンセル等の連絡がなく、呼びかけに応答のない場合

- 1 緊急連絡先へ連絡をします。
- 2 利用者及び緊急連絡先へ連絡がつかない場合は、病院、ケアマネジャー、ヘルパー、高齢者相談センター等へ連絡を取り、可能な限り所在確認を試みます。
※ 市又は配食事業者から連絡があった場合は、速やかに応答又は折り返しの連絡をお願いいたします。
- 3 緊急連絡先等に連絡がつかず、所在確認ができない場合、市及び配食事業者等の判断で室内へ立ち入り、利用者が在宅かどうか確認することがあります。

(裏面に続く)

～サービス利用に当たっての注意事項～

- 1 サービスの趣旨を十分に御理解いただいた上で御利用ください。
※ 本事業は安否確認を重要な目的の一つとしておりますので、緊急時には市又は配食事業者から御連絡させていただく可能性があります。特に緊急連絡先として御登録いただく御家族様等におかれましては、この点につきまして十分に御理解いただいた上でサービスを御利用ください。
- 2 市及び配食事業者の連絡先を必ず登録してください。
※ 安否確認の連絡が入った際に一目で分かるようにしてください。その場で電話に出られなくても、必ず折り返しの連絡をください。
市の連絡先 ： 048-424-9611
 （長寿はつらつ課安心サポート係直通）
配食事業者の連絡先：各事業者に御確認ください。
- 3 市及び配食事業者は、緊急連絡先の御家族様等に連絡がつき、引継ぎを行った時点で安否確認対応を終了とします。それ以降の対応は御家族様等に行っていただく必要がございます。
- 4 利用者及び緊急連絡先に変更があった場合は、別紙「新座市高齢者配食サービス事業利用申請書（変更）」を用いて、市に報告してください。
- 5 利用を中止する場合は、別紙「新座市高齢者配食サービス事業利用中止届出書」を用いて、市に報告してください。（中止理由が死亡又は市外転出の場合は不要です。）